

プレスリリース [2010年7月1日]

(計2枚)

**町田市情報公開・個人情報保護審査会 2008年度第4号事件の答申について**

本日、町田市情報公開・個人情報保護審査会より2008年度第4号事件について答申が行われましたのでお知らせします。

**■「町田市情報公開・個人情報保護審査会 2008年度第4号事件」答申の概要**

## 1. 経過

- 2007年12月27日 個人情報開示請求
- 2008年2月25日 個人情報部分開示決定
- 2008年4月1日 異議申立て
- 2008年4月15日 諮問
- 2010年7月1日 答申

## 2. 異議申立てに係る請求の内容

区画整理課が保有する以下の各文書についての個人情報開示請求

- ① 建築物等（●●町●●●●-●●の家）の調査に関する覚書及び起案書を含む一式
- ② 06町都区第1047号とその起案書を含む一式
- ③ ②に係る承諾書とその起案書を含む一式
- ④ ②に係る補償金調書と建物等補償額算定書とそれらの起案書を含む一式
- ⑤ ②、③、④を作成に至る起案書を含む一式
- ⑥ ●●町●●●●-●●に係る、下水道部への移管書かそれが分かる文書

## 3. 異議申立てに係る実施機関の処分の内容

上記文書に係る個人情報部分開示決定

## 4. 異議申立ての趣旨

- (1) ①について、実施機関が開示したのは「建築物等の調査に関する覚書（案）」という件名の起案書（以下「本件開示文書1」という）である。「案」のない件名の文書があるはずであるから、その開示を求める。
- (2) ②、③、④、⑤について、実施機関が開示したのは「忠生区画整理事業の工事に伴う●●邸損傷に対する補償について」という文書（以下「本件開示文書2」という）である。しかし、別文書が存在しているはずだから、その開示を求める。
- (3) ⑥について、実施機関が開示したのは「公共下水道施設」の管理引継承諾書

(以下「本件開示文書 3」という)であるが、申立人のものと分かる誓約書、下水道台帳、管理引継位置図が開示されていない。その開示を求める。

## 5. 審査会の判断

ア. 本件開示文書 1 が「建築物等の調査に関する覚書(案)」という件名の起案文書であり、町田市の担当者と申立人及び(財)東京都新都市建設公社(以下「公社」という。)の三者間における申立人の建物の損害等にかかる調査に関する覚書についての関係文書であることから、実施機関が申立人の上記請求に対応する文書としてまずはこれを選択し、本件開示請求について、申立人以外の関係者の氏名等を除いて開示した本件処分に違法又は不当な点はない。

イ. 本件開示文書 2 は、件名からも明らかなように「忠生区画整理事業の工事に伴う●●邸損傷に対する補償」についての起案文書である。その内容としては、申立人の建物についての損害調査の結果にもとづいて算出された補償額について、申立人との協議が成立した場合に必要な一連の書類が含まれていることが認められる。したがって、件名及び文書番号からみても本件対象文書②から⑤に対応する文書として、まずはこれを選択し、個人情報保護条例に基づく開示請求であることから、申立人以外の関係者の氏名等を除いて開示した本件処分に違法又は不当な点はない。

ウ. 本件開示文書 3 は、町田都市計画忠生土地区画整理事業(以下「本件事業」という。)において施行された公共下水道施設(以下「本件施設」という。)に関する一連の管理引継書類であることが認められる。その内容としては、本件事業において実際に本件施設の工事を行った公社の担当者から工事の委託者であり本件事業の施行者である市の区画整理担当者あてに提出された「公共下水道施設」の管理引継図書の送付についてと題する文書、これを受けた市から町田市公共下水道施設管理者である町田市長あてに提出された忠生土地区画整理事業により設置された「公共下水道施設」の管理の引継依頼書(以下「依頼書」という。)、さらに、この依頼書に対して町田市公共下水道施設管理者である町田市長から本件事業の施行者である市あてに提出された「公共下水道施設」管理引継承諾書という 3 種類の公文書とそれに添付された書類及び関係図面から成り立っていることが認められる。したがって、実施機関が、本件対象文書⑥の開示請求に対応する文書として、まずは本件開示文書 3 を選択し、申立人以外の氏名、箇所等を除いて開示した本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5. 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分は妥当である。

### ■本件に関するお問い合わせ先

総務部市政情報課 課長 久松 TEL 042-724-8407